

## 本日お話しする内容

家族のためのADRセンター 代表 小泉道子

私は、約15年間、家庭裁判所調査官として勤務する中で、離婚問題の解決に携わってきました。また、現在は、ADR（裁判外紛争解決手続）事業者として、離婚当事者にかかわっています。そういった経験から、異なる協議ステージでの当事者や子どもの姿をお伝えしたいと思います。

### 1 裁判所やADRを利用する当事者の実態

- (1) 家裁利用当事者（別居率の高さ、紛争性の高さ、面会交流拒否の実態等）
- (2) ADR利用当事者（当事者像、子の福祉への関心、養育費・面会交流取決めの実態等）
- (3) その他の離婚当事者の実態（いわゆる親プログラム参加当事者のアンケート結果等）

### 2 親の離婚を経験する子の実態

- (1) 家裁で実施される子の意向調査について
- (2) ADR利用者から語られる子の実態

### 3 子のための問題解決に必要と思われるもの

- (1) 子の多様性の認識
- (2) 子の知る権利と意思表明権の確保について
- (3) 両親のケア（早期関与の必要性）